

第 32 回基本計画策定・推進専門委員等会議 議事録

1 開催要領

- 政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」（平成 22 年 2 月 15 日付け犯罪被害者等施策推進会議決定）第 12 号に基づき、書面開催（関係行政機関からの説明、質疑応答及び意見の提出を書面で行う方法）により開催することとした。
- 本会議は、令和 2 年 5 月 1 日、関係行政機関からの資料・説明を構成員に送付し、同日から同月 15 日までの間、関係行政機関の職員たる構成員を除く構成員に対して質問、意見等の提出を求め、同日から同月 27 日までの間、関係行政機関の職員たる構成員に対して回答等の提出を求める方法により開催した。
- 本会議は、同号に基づき、質問、意見等の提出をもって、構成員が出席したものとされるところ、構成員がいずれも上記方法により質問、意見等を提出したことから、本会議は適正に開催された。

2 出席者

議長 飛鳥井	望	医療法人社団青山会青木病院院長
太田	達也	慶應義塾大学法学部教授
中島	聡美	武蔵野大学人間科学部教授
中曽根	えり子	(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長
正木	靖子	弁護士
伊藤	富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科客員研究員・元教授
菊池	馨実	早稲田大学法学学術院教授
小木曾	綾	中央大学大学院法務研究科教授
川出	敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
武	るり子	犯罪被害者遺族
加藤	裕司	犯罪被害者遺族
山田	知裕	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
伊藤	信	内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
奈良	俊哉	総務省大臣官房総括審議官
西山	卓爾	法務省大臣官房政策立案総括審議官
串田	俊巳	文部科学省大臣官房総括審議官
伊原	和人	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
石井	昌平	国土交通省総合政策局次長

3 検討内容

論点についての検討③

- ・被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実
- ・民間団体の活動促進

4 関係府省庁からの資料説明等

(1) 被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実

※以下の資料等の説明として、**説明1～5**「第32回基本計画策定・推進専門委員等会議 法務省説明」を添付。

- ・ **資料1**【法務省】
刑事施設における取組
- ・ **資料2**【法務省】
少年院における取組
- ・ **資料3**【法務省】
保護観察所における取組
- ・ **資料4**【法務省】
更生保護の犯罪被害者等施策の概要
- ・ **資料5**【法務省】
更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会

(2) 民間団体の活動促進

- ・ **資料6**【警察庁】（資料のみ）
「民間団体の活動促進」のための警察の取組状況と今後の方針について
※補助資料として、**資料6-②**「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）を添付。
- ・ **資料7**【内閣府】（資料のみ）
寄附に係る税制優遇措置の周知

5 議事内容

「第32回基本計画策定・推進専門委員等会議 質問意見・回答一覧」のとおり。

第32回基本計画策定・推進専門委員会等会議 質問意見・回答一覧

議事録

【記載事項について】

- 「種類」欄は、構成員が提出した質問、意見の種別を示したものです。
- 「関連する資料番号」については、第32回基本計画策定・推進専門委員会等会議議事録の4「関係府省庁からの資料説明等」の番号を記載しています。
- 質問、意見等は令和2年5月1日から同月15日に、回答等は同月15日から同月27日までに行われました。

整理番号	構成員	種類	関連する資料番号	質問、意見等	回答(検討結果)	回答府省庁
1	太田構成員	意見	資料1～5 関連	検討項目のタイトルが「被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実」では、目的が加害者処遇の充実であるかのように誤解されてしまうおそれがある。法務省側の施策としてはそれでもよいが、犯罪被害者等基本計画の場合は、「加害者処遇における被害者等への配慮の充実」といったようなタイトルにすべきである。	今後、第4次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に当たり、加害者処遇に関する検討項目にタイトル等を付す場合は、委員の御指摘の内容を踏まえつつ、関係府省庁と協議の上、タイトル等を検討したい。	警察庁
2	太田構成員	質問	資料1	「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」(依命通達)に基づき行われている加害者の処遇状況等に関する通知のうち、刑事施設における受刑者の処遇状況については、収容されている刑事施設の名称及び所在地、懲役刑の作業名、改善指導名、制限区分、優遇区分、褒賞の状況及び懲罰の状況について被害者に通知することになっているが、改善指導については、単に名称だけを通知しているのか、それともある程度、具体的な内容と該当受刑者についての受講状況についても通知しているのか。	加害者の処遇状況等に関する通知においては、刑事施設が当該加害者に実施した主な改善指導について、受刑者の受講状況(受刑者の様子)については記載しておらず、通知希望者がその制度の内容等について理解できるよう注意書きを記載した上で「一般改善指導」又は特別改善指導の「種類」を記載することとしている。	法務省
3	太田構成員	質問	資料2	少年院送致処分となった少年の処遇状況の通知については、「問題行動指導及び被害者心情理解指導の状況」(下線部筆者)とあるので、少年院収容少年については、ある程度、該当少年の具体的な教育状況について通知しているのか。	少年院の矯正教育において生活指導として行う問題行動指導及び被害者心情理解指導のうち通知期間中に実施した主なものを通知することとしている。また、在院者の問題性に応じて実施している特定生活指導を実施した場合にも、通知期間中に実施した主なものを通知することとしている。	法務省
4	太田構成員	質問	資料1 資料2	もし、少年については具体的な教育状況について通知しているのに、受刑者には改善指導の具体的な状況について通知していないのであれば、そのような区別を設ける理由は何か。	整理番号3の回答のとおり、そのような区別は設けていない。	法務省
5	太田構成員	意見	資料1	刑事施設における受刑者の具体的な改善指導の状況についても、被害者の通知項目に含めるべきである。	整理番号2の回答のとおり、通知希望者がその制度の内容等について理解できるよう注意書きを記載した上で通知することとしているが、更に通知できる事項がないか検討してまいりたい。	法務省
6	太田構成員	意見	資料5	報告書の課題や提言事項にあるように、意見等聴取や心情伝達の後に取られた仮釈放の決定や遵守事項、保護観察の内容について、被害者等通知制度によらずとも、希望する被害者に通知する制度を設けるべきである。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書や御指摘の内容を踏まえ、検討してまいりたい。	法務省
7	太田構成員	意見	資料5	仮釈放審理の際の意見等聴取の内容について、仮釈放後の保護観察を担当する主任官にその内容が伝達されていないものと思われる。勿論、意見等聴取を踏まえて特別遵守事項が設定された場合、その遵守事項の内容は当然、主任官が把握した上で指導監督を行うわけであるが、意見聴取等そのものの内容は把握していないものと思われる。しかし、仮釈放後の保護観察においては、仮釈放審理に際しての意見等聴取において聴取された被害者等の心情や対象者に対する要望、仮釈放(保護観察)に関する要望の具体的な内容をも踏まえたものであることが望ましいことから、意見等聴取の内容を主任官に伝達する仕組みを設けるべきである。	聴取した意見は、仮釈放等を許すか否かを判断するに当たって考慮するほか、これを許す場合に特別遵守事項を定めるに当たって考慮するものとされており、また、地方更生保護委員会から保護観察所の長に連絡する「保護観察実施上の参考事項」を設定するに当たって考慮するものとされている。加えて、仮釈放等審理を行った地方更生保護委員会は、意見等聴取における意見等を記載した書面の写しを仮釈放後の保護観察を実施する保護観察所の長に送付することとされており、事件を担当する主任官が当然目を通すこととなる。	法務省
8	太田構成員	意見	資料5	保護観察対象者による被害者への損害賠償の支払に実効性をもたせるように、生活行動指針に、より具体的な賠償に向けた行動計画を盛り込み、対象者に指導監督するようすべきである。	保護観察における被害弁償等に関する指導について、事案に応じて生活行動指針に盛り込み必要な指導を実施しているところであるが、引き続き、保護観察対象者に対するより実効性のある指導監督の方法について所要の検討を行ってまいりたい。	法務省

9	中島構成員	質問	資料1	心理臨床家が被害者に接する中で、被害者の望んでいることとして、加害者が被害の重さを認識し、被害者への贖罪や弁償に取り組むことがある。「被害者の視点を取り入れた教育」が充実することはこの被害者の希望を満たすだけでなく、安心や無念さの回復の上で重要であると思う。平成16年度から実施されているというのだが、このプログラムがどの程度実施されているのか。具体的には、全刑事施設の中のどれくらいの施設で実施されているのか。また、対象と考えられる加害者のどれくらいがこの教育プログラムを受けているのか。	被害者の視点を取り入れた教育は全刑事施設で実施されており、平成30年度の受講開始人員は793名である。	法務省
10	中島構成員	質問	資料1	もし、実施されている施設や受刑者の割合が低い場合には、どのような要因が妨げになって、普及しないのか。	全刑事施設において、指導が必要な受刑者に対しては適切に実施しているものと承知している。	法務省
11	中島構成員	質問	資料1	実際の効果について、検証されているのかを伺いたい。量的な効果検討がない場合、質的(受刑者の心情変化の聞き取り等)で示されたい。	量的な効果検証は困難であり、実施していないが、質的なものとしては、例えば、受講者から提出された感想文において、「被害弁償や謝罪を行っていないのは、私自身の自覚の足りなさや甘えだと思えます。被害者や遺族の方たちが許してくれるなら、少しずつでも被害弁償をしていきたいと思えます。」「今まで軽く受け止めていたけど、初めて心で遺族の絶望感、深い悲しみを感じ受け止めました。」等の記載があり、受刑者の心情変化が認められている。	法務省
12	中島構成員	質問意見	資料1	このプログラムの開発に当たって、司法関係者の方々等の努力があったものと思う。そのことは尊重しつつも、近年、人間の心理や行動の変容にあたって認知行動療法的アプローチ等心理学の分野の知見が集積されつつある。犯罪心理・被害者心理などの心理学、また社会学の専門家の知見も取り入れ、教育にとどまらず、実際に加害者が贖罪、弁償行動にいたるようなプログラムのさらなる向上に取り組んでいただきたい。	現在実施しているプログラムにおいても、カリキュラムの中で具体的な謝罪方法について考えさせる内容を盛り込んでいるところであるが、御指摘のような、プログラムの更なる向上による効果的な指導の実施に引き続き努めてまいります。	法務省
13	中島構成員	質問	資料2	少年においては、人格形成の途中であり、可塑性が高いことから、被害者の心情を理解することは、その後の加害者の人生においても重要であると思われる。全少年院の中のどれくらいの施設で実施されているのか、また、対象と考えられる加害者のどれくらいがこの教育プログラムを受けているのか。	少年院においては、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を全少年院において実施しており、2019年は、83名が同指導を修了している。	法務省
14	中島構成員	質問	資料2	もし、実施されている施設や加害少年の割合が低い場合には、どのような要因が妨げになって、普及しないのか。	被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に該当する全在院者に対し、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を全少年院において実施しており、同指導は全少年院において実施されている。	法務省
15	中島構成員	質問	資料2	実際の効果について検証されているのかを伺いたい。量的な効果検討がない場合、質的(加害者の心情変化の聞き取りなど)で示されたい。	被害者の視点を取り入れた教育の効果については、必ずしも、量的な効果検討により検証されることが難しい側面があり、加害者の心情の変化については、加害者の状況に応じ、同指導の実施時や課題作文、個別面接等の機会を通じて、罪障感及び慰謝の気持ちなどを聞き取るなどし、その後の指導に生かしていくよう努めている。	法務省
16	中島構成員	質問	資料3	保護観察下にある加害者においては、社会生活を営んでいることから「しよく罪プログラム」の意義はより高いと考えられる。「しよく罪プログラム」は、具体的には、①保護観察対象者のどれくらいに実施されているのか。②一人の加害者に対してどのくらいの期間や回数が実施されているのか。③また、プログラムの実施にあたり、どのような研修(ロールプレイなどを含むのかなど)を受けているのか。④「しよく罪プログラム効果」についての検証がなされているのか。	①平成30年において、しよく罪指導プログラムの実施が終了した保護観察対象者は382人であった。 ②しよく罪指導プログラムには、4つの課題が設けられており、実施対象者に対して、毎月1課題を目安に履行させている。 ③保護観察官が受講する研修には、面接技法に関するものが含まれ、これはしよく罪指導プログラムの実施に資するものである。また、保護司に対する各種研修や、保護司向けに発行されている冊子において、しよく罪指導プログラムを取り上げ、同プログラムの概要、実施対象者や実施方法、保護観察所への報告、実施に当たって配慮すべき事項等について、理解を促すようにしている。 ④しよく罪指導プログラムについての効果検証は実施していない。	法務省

17	中島構成員	意見	資料5	<p>更生保護の犯罪被害者施策について、詳細な検討がなされていること、また、被害者の視点を踏まえて課題が示されている点は評価されることである。今後は、報告書にあげられている課題について具体的に取り組んでいただければと思うが、以下の点についても検討いただきたい。</p> <p>① 被害者の制度の利便性の向上にあたって、被害者が居住地の近くの更生保護官署において、テレビ会議システムを利用できるようにすることは是非推進していただきたい。現在の新型コロナウイルス感染症の蔓延によって被害者施策がすすまないことがないようにするために必要と思う。</p> <p>② 制度利用者の範囲の一部拡大について、被害者が重症をおったり、高次脳機能障害を負っているなどの場合、実際に出向いて自分の意思を伝えることが困難な場合が想定される。そのような場合、保護者・代理人の弁護士等にも、被害者の希望を前提として、制度が利用できることが望ましいと考えられる。</p> <p>③ 体制の充実に当たり、被害者の心理的配慮など高度の専門性が求められることから、保護観察官への公認心理師など心理専門職の雇用を積極的に行うことが必要と思われる。</p>	<p>①「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書や御指摘の内容を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <p>②現状においても、被害者の法定代理人や被害者の心身に重大な故障がある場合は、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が制度利用することができることになっており、引き続き適正な運用に努めてまいりたい。</p> <p>また、制度利用者の範囲の一部拡大について、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <p>③公認心理師については、特例措置として、保護観察官等の実務経験を5年有していれば受験資格が与えられることになっており、その旨を踏まえ、積極的に資格取得を目指すよう官署宛てに周知した。また、実際に公認心理師の資格を取得している職員もいる。今後の採用活動においても、公認心理師の職能団体に採用情報の周知を図るなどして、心理学の知見を有した人材の確保に努めていきたい。</p>	法務省
18	中島構成員	意見	資料1～5 関連	<p>死刑制度の通知については、被害者遺族の個別の照会とあるが、被害者遺族の問い合わせではなく、被害者遺族に希望の有無を先に確認すべきと思う。</p>	<p>法務省から被害者遺族の方々へ死刑執行の事実についての通知希望の有無の確認を行うと、かえって被害者遺族の心情や生活の平穏を害することも考えられることから、個別の照会を待って対応しているところである。</p>	法務省
19	中島構成員	質問	資料1～4 関連	<p>男女共同参画局では、DV加害者の更生プログラムの調査研究を実施しているかと思う。この調査結果を踏まえて具体的に更生プログラムを推進しているのか、実施している場合には、どの程度実施しているのか。現在までに効果検証がなされているのか教えていただきたい。</p>	<p>これまでの調査結果も踏まえ、令和元年度に、検討会において、地方公共団体が加害者更生プログラムを実施する場合の基本的な考え方について検討を行った。今年度以降、DV加害者の地域社会内における加害者プログラムについて、試行的なプログラム実施を行うとともに、さらに検討を進める予定。</p>	内閣府
20	中島構成員	質問	資料1～5 関連	<p>内閣府男女共同参画における性暴力被害者へのワンストップ支援センターへの支援の拡充等の報告があれば、御教示いただきたい。</p>	<p>内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る交付金を令和2年度は、前年度の2.1億円から2.47億円に増額し、24時間化の推進、コーディネーターの設置促進、相談員の処遇改善等を図っている。引き続き、交付金等の活用によりワンストップ支援センターに対する支援の充実に努めてまいりたい。</p>	内閣府
21	中島構成員	意見	資料6	<p>預保納付金事業の見直しに当たり、奨学金事業の貸与から給付への推進は、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う学生の経済的困難を考えると非常に重要であり、充実されることを希望する。また、性暴力被害者へのワンストップ支援センターへが24時間支援を目指すことに比べると、現在の被害者支援団体において夜間相談体制等の充実が必要なのは明らかであり、大きなネックは人件費であることから人件費の給付は急務と思う。</p>	<p>預保納付金事業における奨学金事業と犯罪被害者支援団体への助成事業が、いずれも社会的意義とニーズの極めて高い事業であることは重々承知しているところである。</p> <p>今般、構成員から頂戴した御指摘と同様の問題意識の下、平成29年度より、奨学金事業を貸与制から給付制に移行して、返済が困難な低所得者への配慮に万全を期すこととした。</p> <p>さらに、同じく平成29年度より、犯罪被害者等支援団体への助成事業として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者への相談業務を行うためには3年間程度の実務経験等が必要とされること、その間の人材の育成費(雇用経費・人件費)を、新たに助成対象に加えたほか、 ・24時間365日の相談受入体制を整備する際に必要となる相談員の育成費(雇用経費・人件費)についても、新たに助成対象に加えたところである。 <p>引き続き、犯罪被害者等の支援の充実のために預保納付金を支出してまいりたい。</p>	金融庁
22	中曽根構成員	質問	資料1	<p>対象者について「被害者の命を奪い…謝罪や賠償について特に考えさせる必要がある者」としているが、「特に考えさせる必要のある者」とはどのような加害者のことか。必要のない者との違いはどこにあるのか。本来ならば、全員に被害者の視点を取り入れた教育が必要なのではないか。</p>	<p>被害者の視点を取り入れた教育の対象者については、刑事施設及び被收容者等の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)第64条第1号(人の生命または身体を害する罪により刑の執行を受けている者)について、その被害者及びその親族その他の関係者に対する意識が低いことに該当する受刑者としている。</p> <p>一方、御指摘のとおり、全ての受刑者について、被害者等の心情を理解し、自己の責任の在り方について考えさせる必要があることから、全受刑者を対象とした一般改善指導においても、被害者等の感情を理解させ、罪の意識を培わせるための指導(視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話等)を実施しているところである。</p>	法務省

23	中曽根構成員	質問	資料2	資料1と同様、「考える必要がある者」とはどのような判断基準があるのか。具体的に示していただけるとありがたい。本来、全員に必要なものではないか。	被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯した者については、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある在院者に該当するため、被害者の視点を取り入れた教育を実施する対象者となっている。	法務省
24	中曽根構成員	質問	資料2	周辺プログラムには3級、2級、1級とあるが、それぞれの段階について説明願いたい。	少年院在院者の処遇の段階は、上位のものから順に、1級、2級及び3級とされ、新たに少年院に入院した者は、3級に編入される。各段階において、矯正教育の目標、内容及び実施方法等が設定され、成績の評価に応じ、処遇の段階を順次向上又は低下させ、その者にふさわしい処遇を行うものとしている。	法務省
25	中曽根構成員	質問	資料2	役割交換書簡法(ロールレタリング)等を使った指導がなされているというのだが、本当に教育効果があると現場で指導する方達は感じているのか。	ロールレタリングについては、被害者の視点を取り入れた教育等における指導方法の一つであり、同指導の対象者の特性や問題性に応じて選択的に実施しているところであり、他者の立場や視点に立って考え、書く作業を通じ、自己洞察及び他者への理解を深める上で、教育的効果が認められると考えている。	法務省
26	中曽根構成員	質問	資料3	しよく罪計画の実行に向けた指導がされているとのことだが、その後、実行したあとの被害者やその家族・遺族等の反応、そして、その反応の様子から、その後どのようにしていったのか(続けたのか、断念したのか等)。それも含め、一緒に考え、指導しているか。例えば、犯罪被害者やその家族または遺族の中には、しよく罪を受け入れない方もいるが、しよく罪計画策定の際にそれらの被害者や遺族等の気持ちをどのように考えて指導しているのか。	保護観察対象者を指導するに当たっては、慰謝の措置を実施させることのみならず、被害者等の置かれた立場や心情を理解させることが重要であり、慰謝の措置の実行後であっても、引き続き、被害者等の置かれた立場や心情を理解させるための指導を行っているところである。例えば、被害者等が対象者のしよく罪を受け入れなかった場合であっても、そういった被害者等の心情や、その後しよく罪としてできることについて考えさせるなどしている。	法務省
27	中曽根構成員	質問	資料4	②心情等伝達③被害者等通知④相談・支援はそれぞれ減少傾向にあるのがグラフから見て取れるが、その原因をどのように考えているのか。	保護観察事件が減少する中で、制度開始以来増加傾向にあった利用件数もここ数年は減少に転じている。また、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」においても、事前の情報提供の不足や制度利用に当たっての利便性の低さ等が指摘されており、今後、検討会報告書も踏まえ、被害者等によるアクセスの向上を図ってまいりたい。	法務省
28	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	性犯罪加害者は特に再犯率が高いことから、性犯罪加害者への再犯防止のための専門的治療の充実と、今後、すべての性犯罪加害者に対して、加害者更生プログラムの受講を義務づける必要があるのではないかとと思う。	刑事施設及び保護観察所において実施している性犯罪者処遇プログラムは、対象者に受講を義務付けているところ、現在、法務省において処遇プログラムの更なる充実化に向けた検討を行っており、今後とも、性犯罪者の再犯防止に向けた取組を一層推進してまいりたい。 少年院においては、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗など、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施しており、男子少年院2庁において、特に重点的かつ集中的な指導を実施するなど、同指導の充実に努めている。	法務省
29	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	被害者等の意見等聴取制度の際に柔軟な対応をしていただきたい。被害者等が望んでも、意見聴取の際に民間の被害者支援団体の支援員は付き添えない保護観察所もあると聞いている。	現状において、被害者等がその不安又は緊張を緩和するために、親族、弁護士、警察の被害者支援員、検察庁の被害者支援員、犯罪被害者等の支援を行う団体の関係者又はこれに準ずる者(以下「親族等」という。)の同席を希望するときは、当該親族等の同席を認めることが当該被害者等の不安又は緊張を緩和するのに適当であり、当該親族等が、当該被害者等の陳述内容から知り得た加害者の刑事施設における処遇状況等を公表しないことに同意し、かつ、当該被害者等の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認められるときにその同席を認めて差し支えないこととされており、更生保護官署に対し、上記について周知徹底し、引き続き適正な運用に努めてまいりたい。	法務省

30	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	<p>心情伝達制度についても柔軟な対応をお願いしたい。例えば、修復的司法についての検討をお願いしたい。遺族の中には直接加害者に聞いてみたいこと、どのような生活をして、反省して、更生しようと努力しているか、実際の姿から理解をしようとする方もいる。今まで支援した中で、保護観察中の加害者がお参りに来る際に同席して欲しいといわれたこともあった(実際には、ご親族の同席があり、支援センターとしての支援はしなかった。なお、この内容は、当該遺族の了解を得て記載している。)。性犯罪被害者等、もちろん「加害者の顔も見たくない。」「意見等を述べたら逆恨みされるのではないか。」と心配される被害者等もいるので、全員に適用することではないことは承知の上だが、あくまで被害者等が意志決定ができるような制度設定はできないものか。</p>	<p>保護観察対象者が被害者等の心情についてより深く理解し、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するための指導の在り方について、検討してまいりたい。</p> <p>また、被害者等が保護観察対象者と直接対話することについて、重要な指摘と認識しているが、被害者等のニーズ、加害者による逆恨み等のリスクの有無、対象者の改善更生への影響等を考慮しつつ、引き続きどのような対応が可能か慎重に検討してまいりたい。</p>	法務省
31	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	<p>交通事故の被害者等は、加害者が過失犯としての扱いが多く、量刑が軽いと感じている。かけがえのない命を理不尽に奪われたことでいえば、殺人の被害者等と同じ気持ちである。量刑は軽く、刑務所も開放的処遇だが、加害者の事故に至る動機、原因、性格等を掘り下げて、観察し、処遇(仮釈放等)を決定していただきたい。</p>	<p>受刑者の処遇内容を決定するに当たり、刑事施設入所後に行う刑執行開始時調査において、本人の心身の状況等処遇上参考となる事項について調査を行っている。また、改善指導を実施した場合は、同指導の成績及び受講態度の評価を行っている。今後も受刑者個々の特性に応じた処遇に資するための調査及び評価を実施してまいりたい。</p> <p>少年院においては、交通事犯の在院者に対し、人命尊重の精神、遵法精神の醸成等に重点を置いた交通問題に関する教育を実施しており、加害者の事故に至る動機や原因等については、被害者の視点を取り入れた教育等を通じて振り返らせるなどし、再非行防止のための指導の充実を図ってまいりたい。</p> <p>仮釈放等を許すか否かを判断するに当たっては、審理対象者の性格や刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は非行の罪質又は内容、動機、態様、結果、社会に与えた影響等についても考慮することとされており、これらを踏まえつつ、適切な審理に努めてまいりたい。</p>	法務省
32	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	<p>更生保護における犯罪被害者等施策は平成19年12月1日から開始されたが、当時は、保護観察所の職員の方々が広報啓発のために、関係機関に周知徹底するべく、あちこちに説明に向かいに来られるのを目の当たりにした。しかし、その後施策が定着したこともあり、広報啓発活動が低迷しているのではないかと。人的問題もあると思うが、関係機関との連携が必要で、被害者等が心理的負担を少なくしたり、タイミングを逃してしまわないように制度の周知徹底のために広報活動を充実させることが必要だと思う。加えて、心神喪失者等医療観察法にかかる対象者の処遇状況等についての相談・情報提供についても、被害者等の方達から相談を受けていることの多い被害者支援の関係機関・団体等に周知徹底して欲しいと思う。</p>	<p>「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」においても、「被害者等施策や各種広報資料が、被害者等や関係機関の目に触れる機会を増やすよう努めるべきである。例えば、少年司法・刑事司法関係機関や、弁護士、被害者等を支援する者、被害者等の自助グループなどに、機会をとりえて幅広く積極的に周知することなどが考えられる。」と指摘されており、報告書や御指摘の内容も踏まえ、関係機関への周知に今後も取り組んでまいりたい。</p> <p>また、医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度は、平成30年7月から運用を開始しているところ、同制度の概要(要件、情報提供の内容、手続等、各保護観察所の連絡先を含む。)については法務省ホームページで公開しているほか、地方裁判所及び地方検察庁で配布されているパンフレット等においても同制度が紹介されている。加えて、警察庁が発行しているメールマガジンを通じて、都道府県や被害者支援団体等に対して同制度の周知を図った。引き続き、同制度に関する広報活動の充実を努めたい。</p>	法務省
33	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	<p>加害者(少年)が、もし、生まれ育った環境や、自己肯定感のなさや、愛情不足等が起因して事件を起こしていたのだとしたら、受刑中(在院中)の短期間の指導で、犯罪被害者や遺族等の気持ちを真に理解できるとは思えない。だとすると、結局上辺だけの反省文を書いて(書かせられて)刑務所(少年院)を出て行くことになり、また再犯する可能性が高くなるのではないかと。加害者が自分の内面を見つめ、反省し、被害者や遺族に対して一生償う(損害賠償を含む)、十字架を背負うような気持ちをもたながら社会で生きていくためには、加害者のおかれた環境を理解しながら被害者や遺族の気持ちを伝え続けていく教育が必要ではないかと思う。保護観察所職員、保護司や加害者の就職を助ける企業経営者等にも、被害者等についての理解を更に深めてもらいたいと考える。</p>	<p>刑事施設においては、被害者の視点を取り入れた教育において、自らの犯罪行為を振り返らせることを通じて犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させるだけでなく、具体的な謝罪方法や出所後、再加害を起こさないための具体的方策を考える指導も併せて実施しているところである。今後も被害者や遺族の方の心情等に対する理解を更に深めることができるよう、プログラムの更なる向上による効果的な指導の実施に努めてまいりたい。</p> <p>少年院における被害者の視点を取り入れた教育においては、被害者の方々やその御家族、自分自身や事件と誠実に向き合っていくことを通じ、被害者の方々の気持ちや立場を理解し、責任や償いについて考えられるよう指導を行っており、今後も、事件を起こした加害者自身の状況や感情を整理させながら、被害者の方々の気持ちを最優先にした謝罪や被害弁償の在り方を具体的に実現させるための方法について考えさせるよう努めてまいりたい。</p> <p>保護観察所においては、保護観察対象者が被害者等の置かれた立場や心情等について理解し、悔悟の情を深められるように、しよく罪指導プログラム等を通じ、指導を実施しているところであるが、引き続き、これらの指導を適切に実施するとともに、指導内容の充実について検討してまいりたい。</p> <p>現状、保護観察官や保護司に対しては、被害者や遺族の心情等の理解を深めるため、各種研修等の機会を設けているが、今後も引き続き、御指摘の点も踏まえて研修等の充実を努めてまいりたい。</p>	法務省

34	中曽根構成員	意見	資料1～5 関連	更生保護における犯罪被害者等施策は、被害者等のための施策であるという原点に立ち返り、被害者等の視点で考えることは言うまでもなく当然のことと思う。「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」が開かれ、被害者等の思いに答える更生保護を実現するための活発な意見交換があったことで、今後、更生保護における犯罪被害者等施策がより充実したものになることを期待している。	今後、法務省保護局で検討を重ね、充実した被害者等施策の実現に取り組んでまいりたい。	法務省
35	中曽根構成員	質問	資料6	民間被害者支援団体に対する財政的援助について、令和元年度の民間被害者支援団体に対する業務の委託(直接支援・相談)に要する経費は約1億6、400万円であるが、内閣府における性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金は2億1、000万円となっている。民間の被害者支援団体が支援している犯罪被害者等は、性犯罪・性暴力の被害者の他に、殺人、傷害、交通事件等の被害者や遺族等の支援も含まれている。このことから考えると、民間被害者支援団体に対する業務委託の費用は少ないと感じるが、その理由はどのようなことなのか。	内閣府による性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金については、ワンストップ支援センターの拠点となる病院の整備や医療費等の公費負担等に係る経費も含まれているものと承知しており、一概に比較することは困難であると認識している。引き続き、警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。	警察庁
36	中曽根構成員	質問	資料6	資料6-2「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要(平成28年3月17日)について、預保納付金事業は、民間被害者支援団体への助成が及び相談員の育成に対する助成として見直しがされたが、今後も引き続き助成が行われる予定なのか。また、これについて、奨学金事業は給付制に移行して、どのくらい利用者が増えたのか。	預保納付金は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)において、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされており、当該支出は今後も継続するものと承知している。また、奨学金事業については、平成29年度より給付制に移行しており、利用者は平成28年度の80人から平成29年度123人、30年度155人、令和元年度188人と増加している。	金融庁
37	中曽根構成員	意見	資料6	日本の被害者支援の歴史はまだ浅く、民間の被害者支援団体の活動はボランティアの方々の善意の活動や、被害者等(遺族も含む)からスタートしたと言っても過言ではない。そのような経緯からなのか、現在も大半の民間の被害者支援団体はボランティア支援員達の善意によって支えられているのが現状である。しかし、現在、民間の被害者支援団体は、その存在感が認識されるようになり(もちろんまだまだ低いとは思いますが)必要不可欠な存在となった。民間の被害者支援団体も賛助会員の拡充や寄付金募集活動などの自助努力は行っているが、限界があり、現状維持が精一杯の状態である。その中で、支援活動自体に必要な経費、広報啓発活動のための経費、支援員の質の向上を図っていくための各種研修費用(旅費も含む)等を確保しなければならず、また、職員及び支援員の人件費は他業種に比べ低い水準であり、全国の地域別最低時給(2019年全国平均901円)を下回っているところが多いと思う。全国どこにいても同質の途切れのない支援が行われるよう、安定的な財源が必要不可欠であるので、更なる公的な財政的支援の強化をするべきではないかと思う。	民間被害者支援団体の研修に対する支援に努めているところであり、財政援助として、相談員の研修等も含めて予算措置を講じている。御指摘のとおり、民間被害者支援団体において、全国同質の支援が行われるよう安定的な財源を確保することは重要であると認識しており、引き続き、警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。なお、犯罪被害者等早期援助団体における寄付型自動販売機の設置促進に協力しているところであり、本取組についても引き続き進めてまいりたい。	警察庁
38	中曽根構成員	意見	資料6	(整理番号37の記述のとおり)民間の被害者支援団体は、非常勤職員とボランティアによって支えられている。しかし、被害相談の増加と、被害者等のニーズに応える支援を行うためには専門的知識と経験が求められる。これを体得し、支援の場で実践でき、被害者等に対して二次的被害を与えない支援員を育成することは時間もかかる。支援員に対する継続した研修は必要であり、被害者等が全国どこにいても同質の途切れのない支援を受けるためには、更なる研修を充実させる必要があると思う。	民間被害者支援団体の研修に対する支援に努めているところであり、民間被害者支援団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。引き続き、こうした民間被害者支援団体が実施する研修に対する支援を推進してまいりたい。	警察庁

39	中曽根構成員	意見	資料6	<p>民間の被害者支援団体における財政基盤の充実はきわめて重い課題である。今まで預保納付金の助成により、全国の民間の犯罪被害者支援団体が、犯罪被害者支援の体制(道筋)を整えてきているように思う。もし、助成がなくなると、運営が困難になる団体もでて来ると思われる。例えば、全国被害者支援ネットワークの「犯罪被害者等電話サポートセンター」もその一つである。全国被害者支援ネットワークは、各都道府県に設置されている被害者支援団体の電話相談業務を補完する意味で、被害者等がいつでも相談できる環境に近づけるため、早期、夜間、土日祝日も対応している。今後も預保納付金の助成の継続は必要だと思う。</p>	<p>今般、構成員から頂戴したご指摘の重要性は重々承知しているところである。犯罪被害者等支援団体においては、24時間365日 対応できる相談体制の整備に向けた取組みが進められていると認識しており、構成員と同様の問題意識の下、こうした社会的意義の極めて高い重要な取組を積極的に支援していくため、平成29年度より、犯罪被害者等支援団体への助成事業として、 ・被害者への相談業務を行うためには3年間程度の実務経験等が必要とされること、その間の人材の育成費(雇用経費・人件費)を、新たに助成対象に加えたほか、 ・24時間 365日の相談受理体制を整備する際に必要となる相談員の育成費(雇用経費・人件費)についても、新たに助成対象に加えたところである。 引き続き、犯罪被害者等の支援の充実のために預保納付金を支出してまいりたい。</p>	金融庁
40	中曽根構成員	意見	資料7	<p>民間の被害者支援団体の賛助会員会費や寄付金は、活動の財源拡大のためには重要である。賛助会員会費や寄付金が、団体個人を問わず税制上の優遇措置を受けられることは、まだまだ広く周知されていないと感じる。例えば、ふるさと納税制度のように一般的に周知されるような広報活動が必要だと思う。また、個人寄付者へのインセンティブやメリットを高めるために税制控除額の拡充も必要ではないかと考える。</p>	<p>特定非営利活動法人に関しては、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとした累次の改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。</p>	内閣府
41	正木構成員	質問	資料1	<p>「被害者の視点を取り入れた教育」は、すべての刑事施設で実施できているのか。すべてでない場合、実施できている刑事施設を教えてください。</p>	<p>被害者の視点を取り入れた教育は全刑事施設で実施されており、平成30年度の受講開始人員は793名である。</p>	法務省
42	正木構成員	質問	資料1	<p>対象者について、「被害者の命を奪い、又は身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し」た加害者の何割くらいに実施されているのか。性犯罪者に対して実施されているのか。特に、強制わいせつ型、痴漢、盗撮型に対して実施されているのか。その割合はどのくらいか。</p>	<p>平成30年に刑事施設を出所した受刑者(14,672名)のうち、被害者の視点を取り入れた教育の対象者は731名であるが、そのうち同教育を受講した対象者については把握していない。なお、平成30年度の被害者の視点を取り入れた教育の受講開始人員は793名である。 性犯罪者についても被害者の視点を取り入れた教育の対象者として該当する場合は実施しているが、犯罪の態様ごとの対象者の割合については把握していない。なお、別途、性犯罪者に対する特別改善指導として「性犯罪再犯防止指導」を実施している。</p>	法務省
43	正木構成員	質問	資料1	<p>教育の効果をどのようにして把握し、把握した効果をどのように被害者の視点を取り入れた教育に生かしている(フィードバックしている)のか。</p>	<p>量的な効果検証は実施していないが、質的な効果(受講者の発言や感想文等の記載内容等)については、指導内容の充実のため各施設で活用されている。</p>	法務省
44	正木構成員	質問	資料1	<p>教育を実施した者の再犯率はどのくらいか。</p>	<p>被害者の視点を取り入れた教育を受講した受刑者の再犯率は把握していない。</p>	法務省
45	正木構成員	質問 意見	資料1	<p>公認心理師、臨床心理士を講師に加えることは検討しているか。教育グループワークで、講師に公認心理師、臨床心理士を加えることを検討されたい。</p>	<p>臨床心理士の資格を有するゲストスピーカーによる講話を実施している施設もあると承知しており、引き続き、臨床心理士等の方々の御協力を得ながら実施してまいりたい。</p>	法務省
46	正木構成員	質問	資料1	<p>グループワークは何人くらいで行っているのか。</p>	<p>おおむね7、8名程度の小グループで実施している。</p>	法務省
47	正木構成員	質問	資料1	<p>カリキュラムには、課題作文等で、自身の犯罪行為を振り返らせたり、謝罪の方法を自身の事件に沿って考えさせるものがあるが、この場合に講師は、どの程度各加害者の犯罪行為について把握して指導にあたっているのか。</p>	<p>指導者は、刑事施設入所時に実施する刑執行開始時調査の結果や判決謄本等を確認しており、事前に受講者の犯罪の概要等を把握した上で指導を実施している。</p>	法務省
48	正木構成員	意見	資料1	<p>性犯罪について、「性犯罪に関する総合的研究」(平成28年3月)において、性犯罪処遇プログラムに一定の効果が認められていることから、これらを参考に、被害者の視点を取り入れた教育の積極的な取り組みを求める。</p>	<p>お示しいただいた研究結果を含め、様々な知見を参考にさせていただきながら、被害者の視点を取り入れた教育の内容の充実にも努めてまいりたい。</p>	法務省

49	正木構成員	意見	資料2	グループワークで、講師に公認心理師、臨床心理士を加えることを検討されたい。	少年院における被害者の視点を取り入れた教育においては、法務教官が指導を行うほか、法務技官(心理)が配置されている少年院においては、法務技官(心理)が同指導に参加等する場合がある。また、指導に当たっては、被害者の方々や被害者の方々を直接支援する活動を行っている団体の協力を受けるよう努めることとしており、必要に応じ、心理に関する専門家による指導を行うことも検討してまいりたい。	法務省
50	正木構成員	質問	資料2	中核プログラムでは「被害者の受けた被害について理解する」「事実と向き合え」「自分の関与について考える」など事件に即して考えさせる科目があり、周辺プログラムでも個別面接指導や課題作文等があるが、この場合に講師は、どの程度各加害者の犯罪行為について把握して指導にあたっているのか。	少年院在院者の非行事実や非行の背景等については、家庭裁判所による社会調査及び少年鑑別所の鑑別結果の記録等により把握しており、被害者の視点を取り入れた教育や個別面接、課題作文等を実施するに当たっては、それらを踏まえた上で指導を行っている。	法務省
51	正木構成員	質問	資料3	「しよく罪指導プログラム」は、すべての保護観察所で実施できているのか。すべてでない場合、実施できている保護観察所を教えてください。	しよく罪指導プログラムは、全ての保護観察所において実施している。	法務省
52	正木構成員	質問	資料3	対象者について、 ・1号観察～4号観察まで全て保護観察対象者が対象のか。 ・「被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者」の何割くらいに実施されているのか ・「その他、指導プログラムを実施することが必要と判断された者」の判断基準について教えてください。	・交通短期保護観察決定を受けた少年を除き、全ての保護観察対象者が実施対象となり得る。 ・「被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者」の数については統計を持ち合わせていないが、平成30年において、しよく罪指導プログラムを終了した人員は、382人である。 ・「その他、指導プログラムを実施することが必要と判断された者」については、個別の事案ごとに検討されるべきものであり、一律の判断基準は設けていないが、例えば、被害の程度が重大でない傷害事件を起こした者で、犯した罪の重さの認識が欠けている者や、被害者等に対する謝罪や被害弁償等の意識が低い者等が考えられる。	法務省
53	正木構成員	質問	資料3	被害者への損害賠償に向けて、保護観察官又は保護司は、どのように具体的に関わっているのか。	保護観察対象者やその家族等との面接において、被害弁償等の履行状況等について報告させるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実な対応を行うために必要な指導助言を行っている。	法務省
54	正木構成員	質問	資料3	プログラムを実施する保護司はどのように選定しているのか、また、保護司に対してはどのような研修を行っているか。	しよく罪指導プログラムの実施対象となった保護観察対象者を担当する保護司が、プログラムを実施することとなる。 保護司に対する各種研修や、保護司向けに発行されている冊子において、しよく罪指導プログラムを取り上げ、同プログラムの概要、実施対象者や実施方法、保護観察所への報告、実施に当たって配慮すべき事項等について、理解を促すようにしている。	法務省
55	正木構成員	質問	資料3	2号観察、3号観察の場合、少年院、刑事施設での教育状況の引き継ぎは行われているのか(教育の連続性、機関相互の連携)。	刑事施設において被害者の視点を取り入れた教育を受講した受刑者については、地方更生保護委員会及び帰住予定地を管轄する保護観察所に対し、受講状況及びプログラムの指導計画を送付している。また、同委員会の委員又は保護観察官の面接時に、上記のほか、受刑者が受講時に記載したワークシート等を情報提供している。 少年院の特定生活指導において実施した被害者の視点を取り入れた教育の指導の結果については、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。 保護観察所においては、少年院や刑事施設における処遇内容を踏まえた指導を実施している。	法務省
56	正木構成員	意見	資料3	性犯罪について、「性犯罪に関する総合的研究」(平成28年3月)において、性犯罪処遇プログラムに一定の効果が認められていることから、これらを参考に、被害者の視点を取り入れた指導の積極的な取り組みを求める(特に、保護観察付き執行猶予の場合、相当な期間が確保されるケースが多いことから指導の効果が期待できる)。	性犯罪者処遇プログラム、しよく罪指導プログラムそれぞれの目的や対象の違いに留意しながら、しよく罪指導プログラムの更なる充実について、検討してまいりたい。	法務省

57	正木構成員	質問意見	資料4	心情等伝達について、刑事施設収容中の加害者にも拡大することを検討しているのか。重大な犯罪では、実刑となり長期間刑事施設へ収容される場合が多いが、このようなケースでは、長年経過し仮釈放になって初めて、心情伝達が可能となり、又は満期出所で心情伝達ができないケースもある。また、仮釈放となっても、その期間は短いので、短期間しか心情伝達ができず、十分に被害者の心情を伝達することができない。重大な犯罪であればあるほど、心情伝達を十分にしたいと願う被害者もいると思われる。そのような被害者の思いに寄り添い、かつ刑事施設収容者に対しても、心情伝達により、被害者の視点をとりいれた教育を充実させることにつながる。心情伝達制度について、刑事施設収容中の加害者にも拡大することを検討されたい。	刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、現在、法制審議会でも議論いただいているところと承知しており、同審議会の結論を踏まえて、検討してまいりたい。	法務省
58	正木構成員	質問意見	資料4	被害者等通知制度について、刑事施設収容時の状況が具体的にわかる形での通知内容にすることは、検討しているのか。保護観察の状況のみならず、刑事施設収容時の状況等も具体的に被害者は知りたい。被害者等通知制度について、刑事施設収容時の状況についてより具体的にわかる形での通知内容にすることを検討されたい。	現在の通知事項は、いずれも客観的な事実を通知しているものであり、加害者の内心にわたる事項については、客観的に評価することが困難であることから、通知事項に含めることは困難である。通知内容については、より丁寧に情報をお伝えできるよう工夫できないか、検討してまいりたい。	法務省
59	正木構成員	質問意見	資料4	専従の被害者担当官、被害者担当保護司の割合はどの程度か。また、兼務の被害者担当官、被害者担当保護司が被害者担当としての職務をしている割合はどの程度なのか。多忙で十分な準備や対応が不可能になっている面があるため、専従の被害者担当官と被害者担当保護司の増員及び被害者担当官と被害者担当保護司のスキルアップ(そのための研修充実)を求める。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても指摘されているとおり、ほとんどの被害者担当官等が他の様々な業務を担当し多忙である現状があり、引き続き必要な職員の確保や研修の充実にも努めてまいりたい。	法務省
60	正木構成員	意見	資料4	心情伝達制度において、希望する被害者には、加害者の状況をきちんととりのまま被害者に情報提供すべきである。	情報提供の在り方については、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書における指摘を受け、検討を行う予定であり、その実現に向けて取り組んでまいりたい。	法務省
61	正木構成員	意見	資料4	更生保護の犯罪被害者等施策が、被害者が道具として利用される制度とならないようにされたい(主体は被害者)。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、更生保護官署職員等が被害者等に接する際の留意点として、「加害者が被害者等の心情等を受け止めることは、加害者の改善更生に資すると考えられるが、そのことをもって、被害者等に対して加害者の改善更生に協力等するよう勧奨することは慎むべきであること」とされており、今後とも適正な運用にも努めてまいりたい。	法務省
62	正木構成員	意見	資料4	心情伝達制度(混乱して意見が纏められない等)、意見等聴取制度においては弁護士に依頼する必要がある場合が多い。被害者参加の延長線上の制度でもありと考えられることから、弁護士に依頼した場合の援助について検討されたい。	弁護士に依頼した場合の「援助」が何を指すのかについては必ずしも判然としませんが、個別事案における具体的事情によるものの、御指摘の「援助」については、日本司法支援センター(法テラス)における日本弁護士連合会委託援助業務の援助対象となる場合もあるものと承知している。また、国費による弁護士支援という点については、犯罪被害者の支援のための他の方策の在り方や国費負担の在り方の観点から、現在の厳しい財政事情をも踏まえつつ、慎重に検討する必要がある問題であると認識している。	法務省
63	正木構成員	質問意見	資料5	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書について、どのように活用する予定なのか。この内容について、具体的に、何をどのように実現していく予定なのか。報告書に記載されている課題、提言について早急実現されるよう取り組みを求める。	報告書における提言事項は多岐に渡っているが、いずれも更生保護の被害者等施策及び被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を一層充実させる上で、重要なものであると認識している。今年度以降、法務省保護局で検討を重ね、その実現に向けて取り組んでまいりたい。	法務省
64	正木構成員	質問意見	資料5	資料5、21pないし22pの「注8」について、意見聴取を利用できる「被害者等」の範囲③の「被害者の配偶者」には、内縁関係にある者、LGBTは含まれるのか。意見聴取を利用できる「被害者等」の範囲の「被害者の配偶者」には、内縁関係にある者、LGBTを含めるべきである。	更生保護法第38条第1項及び第65条第1項で規定する「配偶者」は、婚姻関係にある者とされている。現状では、民法との整合性等のほか、更生保護官署において、その者が被害者と内縁関係にあるか又はあったかを調査し、制度を利用できる者か否かを判断することは困難であることから、配偶者に、内縁関係にある者等を現時点で含ませることは困難であると考えている。	法務省

65	正木構成員	質問 意見	資料1～5 関連	死刑執行について、通知を希望する被害者遺族に通知することについて何か弊害があるのか。死刑執行について、通知を希望する被害者遺族に通知する制度を早急に導入すべきである。	法務省から死刑執行の事実をお知らせすることが、かえって被害者遺族の心情や生活の平穩を害することも考えられるため、一律に通知することとはせず、被害者遺族から個別の照会等があれば、それに対応する方法を探っているところであるが、第29回会議において構成員から御指摘を受けたところでもあるため、死刑執行事実の通知を希望する被害者遺族に対する通知の在り方について検討してまいりたい。	法務省
66	正木構成員	質問	資料6	民間支援団体のニーズについてどのように理解しているのか。また、民間支援団体のニーズ調査をしているのか。調査をしている場合、具体的にどのような調査をして、どのような結果が得られているのか。	各都道府県警察から民間被害者支援団体の課題等を聞き取るなどして、把握に努めている。財政面においては、自主財源・公的財源により現状財政上の問題はない団体もある反面、財政基盤が脆弱であり、預保納付金による団体助成事業に相当程度頼っている団体もあると承知している。また、人材面においては、人材育成・確保、高齢化等に課題を抱えているものと承知している。	警察庁
67	正木構成員	質問	資料6	現在、民間支援団体に不足している点は何だと考えているのか。	これらの課題の解決に向け、引き続き、民間被害者支援団体に対する必要な援助を行ってまいりたい。	警察庁
68	正木構成員	意見	資料6	民間支援団体の有益な活動を促進するためには、優秀な人材が大きな資源となるので、人件費そのものの補助を検討されたい。	民間被害者支援団体に対する財政援助としては、直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置しているところである。同団体の更なる活動促進のため、御意見を踏まえ、警察庁としてどのような援助が可能か引き続き検討してまいりたい。	警察庁
69	正木構成員	質問	資料6	預保納付金事業は、いつごろまで行う予定か。	預保納付金は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)において、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされており、当該支出は今後とも継続するものと承知している。	金融庁
70	正木構成員	意見	資料7	民間支援団体が十全に活動をするためには、資金が必要であることから、寄付の促進は重要な課題であるので、有益な広報活動に努めてほしい。特に法人に対してのPRが重要である。寄付控除のモデルケースについては、特に法人や高所得者が寄付を行いやすいような判りやすいケースを示すべきである。法人のモデルケースの追加と、個人が寄付した場合に所得控除を選択した方が得になる年収が分かるようなケースの追加は必要と考える(※3枚目のモデルケースの資料右側の見出しには誤植(×所得控除○税額控除)があると思われます。)	民間支援団体が認定NPO法人、特例認定NPO法人であるとき、個人・法人が当該法人に寄附した場合の税制上の優遇措置について、わかりやすく数値を示した事例を含め内閣府NPOホームページで周知しているところ、今後も認定NPO法人等に関する寄附税制の活用促進のため、わかりやすい周知に努める。	内閣府
71	飛鳥井構成員	意見	資料5	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会 報告書」による提言の内容は、いずれも有意義かつ実現可能と思われるため、法務省保護局における今後の検討と実現に向けた取り組みを大いに期待している。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書の内容については、今後法務省保護局で検討を重ね、その実現に取り組んでまいりたい。	法務省
72	伊藤構成員	質問	資料1	刑事施設において、「被害者の視点を取り入れた教育」が導入されたことは大きな進歩だと思う。資料1のHPは長い間同じもので変わっていないようだが、現在もこのカリキュラムで実施しているのか伺いたい。また、全施設で全く同じカリキュラムで実施しているのか、施設ごとに変更したり工夫したりしているのであれば、どの施設がどのような工夫をしているのか伺いたい。	法務省矯正局が作成した標準的なカリキュラムに基づき、収容している受刑者の特性等各施設の実情に応じて実践的なカリキュラムを作成し、実施している。例えば、被害者の視点を取り入れた教育の対象者のうち交通事犯者用のプログラムを作成している施設や無期懲役の受刑者に対して、計画的・継続的に指導を実施できるよう複数のプログラムを作成している施設があると承知している。	法務省
73	伊藤構成員	質問	資料1	刑事施設でのこの教育の効果についてはどのように検証しているか、あるいは検証していないのであればその理由を教えてください。	被害者の視点を取り入れた教育の指導目標は、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させることなどにあるところ、そうした認識の程度を量的に測定することは困難であるが、質的には、各施設においては、受講者の発言や感想文等の記載内容等を、指導内容の充実のために活用している。	法務省

74	伊藤構成員	質問 意見	資料1	多くの被害者遺族は、加害者が心から罪を認め反省し謝罪することを求めており、それがせめてもの故人への罪滅ぼしだと考えている。しかし、真の反省を加害者に求めるのは難しく、それは強制的な押し付けになりがちである。加害者がうわべの反省だけではなく、「なぜそうしたのか、自分の行動を説明できるようになる」には、加害者の幼少時からのトラウマ(被害者性)を振り返ることが不可欠である。自分の不遇な境遇による傷つきを振り返らずして、犯罪被害者の傷つきや苦しみを心から理解できる可能性は低いと言われている。矯正施設では、被害当事者をゲストスピーカーとして招聘しているが、一方向のレクチャー形式になりがちである。近年海外で実践されているTIC(トラウマインフォームドケア)の考えは、矯正施設での処遇(教育)を考えるうえで参考になると思うが、トラウマを扱うような教育について検討する余地があるか伺いたい。	受刑者自身が抱えているトラウマを扱うような教育については、慎重に検討すべき事項も多いところ、今後も、様々な知見を参考にしながら指導内容の充実に努めてまいりたい。	法務省
75	伊藤構成員	質問 意見	資料1	被害者等の中には加害者と直接対面して、情報や謝罪を得たいと望む人も確実に存在する。海外で行われている修復的司法の実践(「被害者加害者対話」[victim-offender dialogue])は、被害者の「回復」を促し加害者の真の更生につながるなど一定の成果があることが報告されている。わが国でも、とくに矯正施設においてこうした取り組みを導入することは、「被害者の視点を取り入れた教育」以上の効果をもたらす可能性があると考え。慎重な準備のもとに実施されるべきだが、上記のような取り組みを試みることに、どのように考えるか、どのような条件が揃えば可能か、現時点での見解を伺いたい。	被害者加害者の直接的な対話については、きわめて慎重に検討すべき事項が多く、現段階で実施が可能な条件を明示することはできないが、様々な知見を参考にしながら指導内容の充実に努めてまいりたい。	法務省
76	伊藤構成員	質問	資料2	資料2について、「1～3級」の意味を教えてください。	「1～3級」とは、少年院在院者の処遇の段階であり、上位のものから順に、1級、2級及び3級とされ、新たに少年院に入院した者は、3級に編入される。各段階において、矯正教育の目標、内容及び実施方法等が設定され、成績の評価に応じ、処遇の段階を順次向上又は低下させ、その者にふさわしい処遇を行うものとされている。	法務省
77	伊藤構成員	質問	資料2	少年院で使用しているワークブックの内容を具体的に知りたいが、見せていただくことは可能か。	被害者の視点を取り入れた教育において使用されるワークブックについては、具体的な内容が公表されることにより、指導に支障を生ずるおそれがないとは言えないことから、一般への公表はしていない。	法務省
78	伊藤構成員	質問	資料2	とくに少年の場合、個性や知的レベルに応じた教育が必要だと思うが、その点をどのように配慮しているか伺いたい。	少年院在院者の処遇においては、個々の在院者の心身の状況及び発達程度、非行の状況等を踏まえ、その特性に応じた処遇を行うことを原則としており、被害者の視点を取り入れた教育においても、対象者の資質等に応じ、指導方法を選択して実施するなど、個別性に配慮した上で指導している。	法務省
79	伊藤構成員	質問	資料2	少年院でのこの教育の効果についてはどのように検証しているか、あるいは検証していないのであればその理由を教えてください。	被害者の視点を取り入れた教育の効果については、必ずしも、量的な調査・分析により検証されることは難しい側面があるが、同指導の効果については、同指導の実施時や課題作文、個別面接等の機会を通じて、罪障感及び懺悔の気持ちなどに関する心情の変化を聞き取るなど、その後の指導に生かしていくよう努めている。	法務省
80	伊藤構成員	質問	資料3	「しよく罪指導プログラム」を受ける対象者は、誰がどのように選んでいるか伺いたい。	しよく罪指導プログラムの対象は、被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者であり、これらの者については、全て実施対象となる。また、それ以外の者であっても、保護観察官により、指導プログラムを実施することが必要と判断された者については、プログラムを実施することがある。	法務省
81	伊藤構成員	質問	資料3	性犯罪者処遇プログラムの効果は出ているようであるが、「しよく罪指導プログラム」の効果はどうか。また、受講者からプログラムのフィードバックを得ることについて必要と考えているか、あるいは必要でないとするならその理由を教えてください。	しよく罪指導プログラムの効果検証は実施していない。受講者からプログラムのフィードバックを得ることについては、プログラムの充実に検討するに当たり、重要なことであると認識している。	法務省

82	伊藤構成員	質問	資料3	一定の条件に該当する対象者が被害弁償を行うに当たって、法テラスから必要な支援が受けられるとあるが、どのような対象者がどのような支援を受けられるのか、具体的に教えていただきたい。現在までの実施状況はどのくらいかについても伺いたい。	被害弁償を実行する意思があると認められる、被害者等に対して報復等の再加害行為を図るおそれがないと認められる、被害者等が保護観察所との接触を拒否しているとは認められない等の要件を満たす保護観察対象者に対して支援を実施する。 保護観察所においては、これらの者に対し、法テラスで実施する「情報提供業務」や「民事法律扶助業務」を円滑に利用できるようにするための情報提供等を行うほか、保護観察所において被害者等の連絡先を把握している等一定の条件を満たす場合には、法テラス等からの連絡に応じるか否かに関する被害者等の意向確認を実施することもある。 平成30年度までの処理件数は24件であった。	法務省
83	伊藤構成員	質問 意見	資料4 資料5	更生保護の犯罪被害者等施策において、「申出」「聴取」「伝達」などの言葉はいかにも役所用語で、被害者等にとっては聴取とは何か、誰がだれに聴取するのか・聴取されるのか分かりにくく、本制度利用の敷居が高くなっている要因にもなっていると思われる。加害者の強制的処遇を業務とする法務省にあっては仕方がないことかもしれないが、被害に遭って心身ともに傷ついている者の立場に立ち、通常よく用いられる(威圧的でない)言い方にしてほしい。具体的に、HPやパンフレットなどの案内の中で、より一般的な言葉に変えることは可能か。もしくは、例えば「聴取(保護観察所の担当者が被害者の方にお聞きすること)」など付言することは可能か、教えていただきたい。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、広報全般について見直しを図る予定であり、御指摘の内容も踏まえ、検討してまいります。	法務省
84	伊藤構成員	質問 意見	資料5	資料5の報告書(p.16)「被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正」のための「制度利用等の感想等の集積」は、制度を真に被害者の方のためのものに改善していくうえで不可欠だと考える。実際に、どのような条件が揃えばどのようにして感想等の集積が可能となるか、教えていただきたい。	「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、制度利用等の感想等の集積について、実現に向けて取り組んでまいります。 なお、被害者等からの感想の集積に当たっては、被害者等の心情等に配慮することはもちろん、効果的な調査となるよう、調査の目的に照らし、その方法や内容を慎重に検討する必要があると考えている。	法務省
85	伊藤構成員	質問	資料1～5 関連	「死刑執行に関する通知制度」について、現在個別対応している事案はどのくらいあるのか。被害者遺族の権利として、加害者の「死刑執行の通知」を制度として取り入れることは可能か、どのような制度に入れることになるのか、現時点での見解を伺いたい。	法務省に対して個別の照会があったのは過去1件であり、これに対しては、死刑執行後、その事実を被害者遺族に通知した。 死刑執行事実の通知を希望する被害者遺族に対する通知の在り方については検討を要するため、現時点で明確にお答えすることは難しいと考えている。 もともと、現行の被害者等通知制度は、被害者等に対し、事件の処理結果や刑事裁判の結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することを目的としており、例えば、同制度の通知事項に加えることなどが考えられる。	法務省
86	伊藤構成員	質問	資料6	民間団体に対する財政的援助を行っているのは理解できたが、各地の民間団体の支援内容、人材(支援員の数)や財政の状況など支援体制の現状はどうなっているか。全国の民間団体の現況を調査し公表すべきだと思うが、その予定はあるか伺いたい。	各都道府県警察から民間被害者支援団体の課題等を聞き取るなどして、把握に努めている。御指摘の点については、全国被害者支援ネットワークと共有させていただきたい。	警察庁
87	伊藤構成員	質問	資料6	全国の民間団体には都道府県の性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの相談業務を担っている場合がかなりあると聞きますが、適切な相談業務を実施できているか把握しておられるか伺いたい。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、支援体制整備のため、全センターの相談員等に対する実践的な研修を実施しており、性犯罪・性暴力対策の強化の検討の中で、さらなる相談・支援の質の向上のための具体策をまとめ、実行していきたい。	内閣府
					犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている民間被害者支援団体が、ワンストップ支援センターの業務を委嘱されている場合においては、それぞれの団体としての役割に即してそれぞれの業務を適切に行っているところであり、現在のところ特段の問題は承知していない。引き続き、民間被害者支援団体の実態の把握に努めてまいります。	警察庁

88	小木曾構成員	質問	資料1 (資料2)	資料2において、②周辺プログラムの「被害者等の心情を正面から受け止めるための指導」及び「自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導」については、それぞれ「3級及び2級の段階に実施することが望ましい」「2級及び1級の段階に実施することが望ましい」というように、実施時期ないし段階についての記載があるが、刑事施設においては、「被害者の視点を取り入れた教育」について、決まった実施時期(退所間際など)があるのか。犯した罪の責任を、例えば、被害者のせいにならないで、自ら引き受ける気持ちになるまでには一定の時間がかかると聞く。	被害者の視点を取り入れた教育の対象者の刑期は、対象者それぞれで異なっており、明確な実施時期を定めることは困難であるため、各施設において執行刑期等を踏まえ、受講させることが適当であると判断した時期において実施している。	法務省
89	小木曾構成員	質問	資料1	犯罪被害者からは、被害弁償等がなかなか実現されないという声を聞くが、刑事施設等における指導の結果、贖罪行為が促進されたかどうかのフォローアップはされているのか。	被害者の視点を取り入れた教育を受講したことにより、受刑者による被害弁償等の実施が促進されたかどうかについてのフォローアップは困難であり、実施していないが、引き続き被害弁償を含め被害者への具体的な対応について考えさせるなど指導内容の充実に努めてまいりたい。	法務省
90	小木曾構成員	意見	資料6	預保納付金你先細る中、民間支援団体へのなんらかの方法での財政的支援が重要と考える。象徴的な意味で、罰金の利用などを考えることはできないのか。	罰金、科料、追徴等は、刑事裁判により確定した刑の執行により生じる収入であり、すべて国の一般会計の歳入となっており、罰金を犯罪被害者等に対する経済的支援のための財源として直接使用することは、現行法上できないこととされている。 その上で、罰金等を被害者支援のための財源とすることについて検討すると、 ○罰金等の科刑状況を見ると、全体のうち約8割が被害者のない道路交通法違反被告事件によるものであり、給付を受ける被害者層と財源の負担者である罰金納付者層との間に、大きなずれが生ずること ○特別会計については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で示された改革方針の下、平成19年に制定された「特別会計に関する法律」に基づく会計の統廃合などが進められてきており、平成18年6月2日に施行された、いわゆる行政改革推進法においても、特別会計の新設を原則として認めないこと等を内容とする特別会計改革の方針が示されるなど、罰金等による歳入の全部又は一部を一般財源から切り出して特定財源化することについて、政府全体・国民一般からの理解が得られるか疑義があること など様々な問題があるため、罰金等を民間被害者支援団体の財政的支援に利用することは困難である。	法務省
91	小木曾構成員	質問	資料7	法人等の寄付に関する特別損金算入限度額の適用実績は実際に把握しているか。また、特別損金算入限度額の適用について、どの程度、周知されているか(広報の状況等)。	認定NPO法人、特例認定NPO法人に対する寄附金の特別損金算入限度額の適用実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」として財務省ホームページで公開されている。 特別損金算入限度額の適用を含む認定NPO法人等の寄附税制については、内閣府NPOホームページ等で周知に取り組んでいる。	内閣府
92	川出構成員	質問	資料1、2	刑事施設における特別改善指導としての「被害者の視点を取り入れた教育」の中で、受刑者に謝罪及び被害弁償に対する責任を自覚させることや、具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせることがなされているとされている(資料1)。他方、保護観察においても、しよく罪指導プログラムにおいて、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させ、具体的なしよく罪計画を策定させるとともに、その計画の実行に向けた指導を行うものとされている(資料3)。この両方のプログラムの対象となる者も少なくないと思われるが、その場合、刑事施設での特別改善指導の内容や結果(例えば、具体的な謝罪や弁償について、受刑者がどのように考えていたかなど)が、保護観察所に引き継がれているのか。	刑事施設において被害者の視点を取り入れた教育を受講した受刑者については、地方更生保護委員会及び帰住予定地を所管する保護観察所に対し、受講状況及びプログラムの指導計画を送付している。また、同委員会の委員又は保護観察官の面接時に、上記のほか、受刑者が受講時に記載したワークシート等を情報提供している。 保護観察所においては、刑事施設における処遇内容を踏まえた指導を実施している。	法務省
93	川出構成員	質問	資料3	平成25年4月から行われているとされる、法テラスと連携した取り組み(被害弁償等を行うとする保護観察対象者への法的支援)について、具体的な内容を説明していただきたい。また、この制度がどの程度利用されているのかを教えてください。	被害弁償を実行する意思があると認められる、被害者等に対して報復等の再加害行為を図るおそれがないと認められる、被害者等が保護観察所との接触を拒否しているとは認められない等の要件を満たす保護観察対象者に対して支援を実施する。 保護観察所においては、これらの者に対し、法テラスで実施する「情報提供業務」や「民事法律扶助業務」を円滑に利用できるようなための情報提供等を行うほか、保護観察所において被害者等の連絡先を把握している等一定の条件を満たす場合には、法テラス等からの連絡に応じるか否かに関する被害者等の意向確認を実施することもある。 平成30年度までの処理件数は24件であった。	法務省

94	川出構成員	質問	資料1～5 関連	死刑執行の事実について、制度として、被害者遺族に通知すること(被害者遺族が事前に希望している場合に限る)に、いかなる問題があると考えているのか。	法務省から被害者遺族の方々に死刑執行の事実についての通知希望の有無の確認を行うと、かえって被害者遺族の心情や生活の平穏を害することが懸念されるところであり、事前に当該被害者遺族が死刑執行の事実について通知を希望していることを把握できているとの前提に立てば、死刑執行後、その事実を通知することに問題はないものとする。	法務省
95	武構成員	質問	資料1	対象者に、「重大な被害をもたらす犯罪を犯した加害者」とあるが、重大犯罪をおかした加害者と認識してよいか。逆に言えば、窃盗や重傷までいかない怪我を負わした加害者は含まれないのか。	被害者の視点を取り入れた教育の対象者は、刑事施設及び被收容者等の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)第64条第1号(人の生命または身体を害する罪により刑の執行を受けている者について、その被害者及びその親族その他の関係者に対する意識が低いこと)に該当する受刑者であり、該当しない受刑者は同教育の対象とはならないものの、例えば、窃盗や暴行事犯者については、問題性に応じてそれぞれ窃盗防止指導や暴力防止プログラムを実施している。	法務省
96	武構成員	意見	資料1	一般的には軽微に見える事件でも、被害者にとっては大きな被害で心に傷を負う事もある。被害者がいる加害者にはどんな事件であっても、被害者の視点を取り入れた教育が必要ではないか。再犯をしないためにも、犯罪傾向が進んでいない段階から被害者を生まない教育が必要であるとする。	全受刑者を対象とした一般改善指導において、被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせる指導(視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話等)を実施している。	法務省
97	武構成員	質問	資料1 資料2	カリキュラムの内容を見ると、被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害者の状況について、様々な観点から多角的に理解させると書いてある。罪の重さ、大きさを認識させ、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させ、具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせているなどと書かれている。本当に、このカリキュラムのとおり、実施されているのか。表面をなぞるだけでなく、加害者の心の奥底に響くように、加害者が実際に謝罪や賠償をするまでの教育がなされているのか。	法務省矯正局が作成した標準的なカリキュラムに基づき、収容している受刑者の特性等各施設の実情に応じた実践的なカリキュラムを作成し、実施している。今後も被害者等の心情に対する理解を深めさせ、被害弁償を含め被害者への具体的な対応について考えさせるなど指導内容の充実にも努めてまいりたい。 少年院においては、矯正局が作成したカリキュラムに基づき、特定生活指導として被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、受講者全員に対して統一的行うプログラムのほか、受講者の個々の必要性に応じて選択的に実施するプログラムを組み合わせ実施している。同指導においては、被害者の方々を受けられた被害について理解し、償いやそれを実現するための方法について考えるよう指導しており、今後も、被害者の方々への償いが具体的に実現していくための効果的な指導を実施してよう努めてまいりたい。	法務省
98	武構成員	質問	資料1 資料2	私たち少年犯罪被害当事者の会に所属する35家族の会の人達は、ほとんどが謝罪もされず、損害賠償金も払われていない悲惨な現状である。それは、20年前の事件だからではなく、この10年で起きた事件の被害者も同様である。資料に書かれているように、被害者の視点を取り入れた教育がしっかりされているのならば、私たちが経験しているようなことは起きないはずである。国は実施していると言いつつ、本当の意味での教育がなされているのか疑問に感じている。それとも、私たちの会の人だけが特別で、多くの被害者が誠意ある謝罪や、損害賠償金の全額支払いがなされているということなのか。会員の中には、少年院で講話をしている人もいる。その人の話では、加害者は講演している遺族自身は、自分の直接の被害者ではないので他人事として聞いているように感じると言っている。教官の中にも、被害者遺族の話初めて聞いたという人がいて、驚くことがあるとも言っている。そういう実態を見ている遺族からすると、とてもここにあるように、自分の罪に向き合わせ、謝罪や賠償金の支払いまで導ける教育がなされているとは思えない。私たちが望むことは、刑事施設に入った直後から被害者の現状や被害者の思いなど、教官自身が聞き取りをして、それを加害者の教育に生かして欲しいということである。自分がしたことによって、被害者がどんなに苦しい思いをしているか、本当の意味で自覚を促してほしい。被害者に聞き取ったことが教育にどう活かされ、加害者がどう受け止めたか、変わったか変わらないのか、教育の結果も私たちに教えて欲しい。	刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、現在、法制審議会で議論いただいているところと承知しており、同審議会の結論を踏まえて、検討してまいりたい。 被害者の方々等の心情等について職員に理解を深めさせるための取組としては、矯正研修所や同支所における研修において、毎年、被害者等、犯罪被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者等、被害者心理や実態を把握している方を講師として招へいし、講義を実施しているところである。 被害者の視点を取り入れた教育の結果等を被害者の方々に伝えることについては、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に検討しつつ検討してまいりたい。少年院における被害者心情理解指導においては、被害者の方々の声を直接聞くことにより、被害者の方々の気持ちを理解し、被害の大きさについて自覚し、謝罪の気持ちを深めるために重要な意義があるため、ゲストスピーカーの講話等を実施しており、講話の実施前に在院者が自分の事件や被害者について考える機会を設けるとともに、実施後には、講話等の内容を振り返るための機会を設けている。今後も、被害者の方々への償いを具体的に実現していくための指導方法について検討していく必要があると考えている。	法務省

99	武構成員	質問	資料1	<p>検討会の報告書10ページ(1)について、現状の部分で、保護観察には被害弁償を義務付ける仕組みはなく、保護観察において、謝罪や被害弁償が加害者任せにされ、それよりも加害者の生活の立て直しが優先されることで、加害者による謝罪や被害弁償がなされないうちに保護観察期間が終了する事案が少なくない書かれている。課題の部分にも、被害者の心情等を踏まえた保護観察処遇が、必ずしも、早期から積極的に行われていない場合があると書かれている。これらのことをみても、施設での被害者の視点を取り入れた教育が本当にしっかりと行われているのか疑問である。現状を認識されているのであれば、解決策をただちに検討し、改善していただきたい。もし、改善を阻む問題として、教官の資質や保護観察官の人数不足が関係しているのであれば、改善していただきたい。被害者にとって、加害者からの謝罪や賠償金の支払いは、最も重要なことである。加害者が奪ったものは決して元に戻らない。せめてできることはそれだけのはずである。人繰りや予算の問題で仕方ないで済まされる問題ではない。</p>	<p>刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育のカリキュラムにおいては、具体的な謝罪方法や出所後再加害を起ささないための具体的な方策を考えさせるための指導等、出所後の被害者の方々への対応について考えさせる指導を行っているところであり、今後も被害者等の心情等を踏まえた指導の実施に努めてまいりたい。</p> <p>保護観察については、被害者の心情等を踏まえた保護観察処遇が確実に実施されるよう、被害弁償や謝罪に関する指導を含め、保護観察対象者に対するより実効性のある指導監督の方法について所要の検討を行ってまいりたい。</p>	法務省
100	武構成員	質問	資料5	<p>検討会の報告書4頁「2 保護観察処遇及び被害者等を対象とする調査の保護観察処遇(ア、イ)」について、謝罪、被害弁償について、生活行動指針ではなく、特別遵守事項に入れていただきたい。加害者は、少年審判、刑事裁判、仮退院等の場所で罪を軽くして欲しい等の気持ちから「謝罪をします。被害弁償をします。一生償います。」と言う。でも、実際に守られていない現状がある。そして、守らなくても、再び、刑事施設に入るなど罰則はない。加害者が公の場所で約束したことは、守らなければならないはずである。国は守らせる責務があると思う。国が逃げ得を教えてはならないと思っている。特別遵守事項に入れることは、保護観察官や保護司の関わり方も変わり、加害者の更生や再犯への抑止力につながると考える。もちろん、私たちの被害回復にもつながるものである。</p>	<p>現在、「少年」の年齢を18歳未満とすること、犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備の在り方について、法制審議会(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会において、犯罪被害者の御立場からの御意見・御指摘も踏まえて調査審議をさせていただいているところであり、まずは、その議論を見守りたい。</p>	法務省
101	武構成員	質問	資料5	<p>民間団体に対する財政的援助に預保納付金事業として犯罪被害者支援団体への助成が行われていると書かれているが、今後、1、2年で助成金はなくなるとも聞いている。その場合、そこをどう理めていくのか対策は考えられているのか。</p>	<p>引き続き、警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。なお、犯罪被害者等早期援助団体における寄付型自動販売機の設置促進に協力しているところであり、本取組についても引き続き進めてまいりたい。</p>	警察庁
102	加藤構成員	意見	資料1	<p>資料1「カリキュラム」の3段目、「被害者(その遺族等)の実情の理解」の項目について、指導内容「③生活全般」の表現では曖昧で漠然としている。「経済的側面」にしてはどうか。</p>	<p>被害者等の置かれた立場について理解させるための指導において、事件による被害者や御遺族の方々の経済的な影響も含めて指導を実施しているところであるが、いただいた御意見については、今後、指導内容の充実を検討するに当たり参考にさせていただきたい。</p>	法務省
103	加藤構成員	質問	資料1	<p>標準プログラムは、様々な視点から練られた一般的なカリキュラムだと理解した。受刑者の中には、その時の一瞬の狂気によって罪を犯してしまったものもいれば、最初から確信をもって罪を犯した者(極悪犯)もいると思う。前者の場合、当該カリキュラムは十分に有効だと考えるが、本当に改心させるべき相手は、後者の極悪な犯罪者ではないかと思う。そこで、後者向けの特殊あるいは特別プログラムは用意されている、あるいは用意する予定があるかお聞きしたい。</p>	<p>法務省矯正局が作成した標準的なカリキュラムに基づき、収容している受刑者の特性等各施設の実情に応じて実践的なカリキュラムを作成し実施している。例えば、無期懲役の受刑者に対して、計画的・継続的に指導を実施できるよう複数のプログラムを作成している施設がある。</p>	法務省
104	加藤構成員	質問	資料1	<p>カリキュラムの効果の測定はどのような方法で行われているのか。効果を推し測ることができなければ、目標が達成できているのかどうかも、どの程度の達成度なのかもわからないし、次へのステップや改善策にもつながらない。</p>	<p>被害者の視点を取り入れた教育の指導目標は、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させることなどにあるところ、そうした認識の程度を量的に測定することは困難であるが、質的には、各施設においては、受講者の発言や感想文等の記載内容等を、指導内容の充実のために活用している。</p>	法務省
105	加藤構成員	質問	資料1	<p>受刑者の能力も様々で、全員が同じようなレベルや速度で理解できると思えない。カリキュラムの各項目で、理解が乏しい者に対しては、特別な講義や追加の講義が用意されているのか。指導の目標である「再び罪を犯さない決意を固めさせる」ための徹底的な指導は用意されているのか。</p>	<p>グループワークでの実施が困難な受刑者については、個別指導を実施しており、受講後のフォローアップ等を実施している施設もある。また、再び罪を犯さない決意を固めさせる指導については、再加害を起ささないための具体的な方策を考えさせることを通じて、指導目標である再び罪を犯さない決意を固めさせている。</p>	法務省

106	加藤構成員	意見	資料2	<p>情報の少なかった昔と違い、今の少年達はデジタル世代であり、SNSのメリット(名前や顔を知られない等)を悪用し、誹謗中傷を平気で言い、人を傷つけ貶めるようなことに何の罪悪感も持たない者が多い。しかも。情報を多く持ち、大人が少年だからと許容していることを逆手に取るようなこともできる。「この程度の犯罪なら〇年くらいの少年院の務めで済む」とか、現行の法律の限界を熟知した上で罪を犯すことも平気である。大人のみならず社会をなめ切った少年達に現行のプログラムが通用するのか疑問が残る。普通の少年ならともかく、悪意の限りを尽くす少年達にはもっと違った手段を打たないと更生どころか反省させることも難しいと思う。当然のことながら反省をしたふりをするのはいとも簡単にしているであろう。</p>	<p>少年院における被害者の視点を取り入れた教育においては、責任や償いについて考えさせるためのワークブックのほか、ゲストスピーカーによる講話、個別面接等の指導方法により、被害者の方々への償いについて具体的に考えさせる指導を行っているところ、表面的な指導に終わらず、被害者の方々に誠実に向き合い続けていくための指導を実施できるよう努めてまいりたい。</p>	法務省
107	加藤構成員	意見	資料3	<p>保護観察官及び保護司が少年に対し、犯した罪の重さを認識させる、犯罪被害者等の実情を理解させる、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させるとあるが、具体的にはどのような方法で課題解決を図るのか。狡猾で大人をなめ切ったような少年達は通り一遍のやり方では通用しないように思う。</p>	<p>保護観察官は、保護観察対象者に、犯した罪の重さを認識させ、犯罪被害者等の実情を理解させ、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させるために、保護観察開始当初の面接において丁寧な動機付けを行うとともに、その後の保護観察では、保護観察官又は保護司による個別の面接を通じて、個々の保護観察対象者の犯した罪の重さ等に関する認識の深まりや、被害者等に対する感謝の措置の実施状況を注視しながら、必要な指導を継続している。</p>	法務省
108	加藤構成員	意見	資料6	<p>奨学金の無利子貸与から給付制へ移行されることは大きな改善だと思うが、地方に住む犯罪被害者の有能な子息が都会の一流大学へ進学を希望した場合、確かに授業料に相当する金額は給付されるものの、特に東京のような大都会では家賃を含めた生活費が莫大である。本当に優秀で、将来の日本を背負う可能性のある人材に対しては、大都会限定で生活費の補助、支援等は考えられないのか。</p>	<p>構成員御指摘の通り、預保納付金による奨学金事業については、平成29年度より、貸与制から給付制に移行し、返済が困難な低所得者への配慮に万全を期すこととしたところ。また、預保納付金による奨学金事業は、文部科学省等による他の奨学金事業と合わせて利用することができるため、必要に応じて受給額の総額を増加させることも可能である。いづれにせよ、限りある財源の中、できる限り長期間にわたって安定的に奨学金給付制を維持していくことこそが、犯罪被害者の子弟のためであるものと考えられる。</p>	金融庁